

教育に関する事務の管理と 執行状況の評価結果を公表

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課
☎(62) 5677



東京学芸大学粕谷恭子教授によるオンライン英語教育研究会

●すべての項目で「期待どおり」以上の評価

次に掲げる3部門の重点事項15項目について評価をいただきました。

- ①学校教育の分野では、充実した活力ある学習環境の整備など4項目
 - ②幼児教育の分野では、充実した活力ある学習環境の整備など5項目
 - ③生涯学習の分野では、「豊かさ」と「活気」にあふれ、学び続ける猪苗代の創造6項目
- 以上の項目に関して、A～Eの5段階評価を行った結果、次のようになりました。
- A＝なし、B＝5項目、C＝10項目、D＝なし、E＝なし

【評価基準】 A＝期待以上、B＝やや上回る、C＝期待どおり、D＝やや下回る、E＝期待以下

●具体的な評価の内容

▼充実した活力ある学習環境の整備

コロナ禍にも関わらず、子どもたちの学びの機会の確保に努められていることに感謝申し上げます。

事業については計画どおり進めてほしい。

▼「生きる力」の基礎を培う教育活動の実践、支援

司書補がいるのといないので、子どもたちが図書室に行く回数が違う。

支援員の配置は担任一人の指導では全員を理解させるのは難しいので、今後とも支援してほしい。

▼「確かな学力」を育む授業づくりの実践、支援

コロナ禍により、多くの活動ができなかったことは大変残念である。その状況においてもNRT学力検査の平均が全国平均

を上回ったことは先生方の努力のおかげで、遅れている児童生徒がいれば底上げを図ってほしい。

▼「健やかな体」をつくる教育活動の実践、支援

児童生徒の体力向上の取り組みを継続してほしい。

▼「家庭の教育力」の回復

家庭教育は大事であり、相手の痛みが分かるように教育してほしい。

▼「豊かさ」と「活気」にあふれ、学び続ける猪苗代の創造

母から子への手紙、思いの発の絵手紙ともに伝えたい思いの発表の場として続けてほしい。

総評として、コロナ禍ではあるが子どもたちの学びの機会の確保と感染症対策を引き続き進めていただきたいとのことでした。

なお、各項目の評価結果については、町ホームページをご覧ください。

インフルエンザ予防接種助成について

◆町インフルエンザ予防接種助成の概要

対象者	町内に住んでいる人(住民登録をしている人)で助成区分に該当する人
実施期間	令和3年10月15日から令和4年1月31日まで
接種回数	13歳未満…2回(1回目接種時年齢) 13歳以上…1回(※医師の判断により2回接種になることがあります。ただし、助成の対象になるのは1回のみです)
接種に必要なもの	①住所・氏名・年齢を確認できるもの(免許証や健康保険証、母子健康手帳など) ②自己負担金 ③インフルエンザワクチン助成事業対象者証明書(生活保護受給者) ④新型コロナウイルスワクチンの接種済証(接種済みの人のみ)

10月15日から、町内の医療機関でインフルエンザの予防接種が始まります。

インフルエンザの予防と、かかってしまった時の重症化を防ぐためにワクチンの接種が効果的です。助成対象者は、このページの概要をよく読んでから医療機関でワクチンの接種を受けましょう。

◆助成対象者と助成限度額

助成対象者の区分	1回目			2回目					
	接種費用	助成限度額	自己負担額	接種費用	助成限度額	自己負担額			
一般	病院単価による	2,519円	病院単価と町助成の差額	病院単価による	2,519円	病院単価と町助成の差額			
1歳以上の幼児、小学生 13歳未満の中学生									
13歳以上の中学生 高校生等※ 妊婦									
生活保護受給世帯のうち、 1歳～高校生等と妊婦	全額	0円	1歳～13歳未満(1回目接種時)の場合 2回目接種も全額助成						
高齢者	5,038円	2,519円	2,519円 ※医療機関により異なる場合があります	1歳～13歳未満(1回目接種時)の場合 2回目接種も全額助成					
○65歳以上 ○60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸機能障害またはヒト免疫不全症による身体障害者1級の人									
生活保護受給者							5,038円	5,038円	0円
施設入居者							3,454円	1,727円	1,727円
生活保護者で施設入居者	3,454円	3,454円	0円						

※「高校生等」とは「18歳の誕生日以後、最初の3月31日を迎えるまでの人」とします。

◆接種にあたっての注意事項

- ①ワクチンを準備する都合上、事前に医療機関などに電話で確認してください。
- ②当日の体調や持病により、予防接種を受けられない場合もあります。医師の判断に従ってください。
- ③直近に新型コロナウイルスワクチンを接種する場合、インフルエンザワクチンを含む他の予防接種とは13日の間隔を空けること(2週間後の同じ曜日以降の接種)が必要になりますのでご注意ください。詳しい接種スケジュールは、かかりつけ医等と必ず相談の上、決めてください。

※「償還払い」とは、一時的に医療機関窓口で料金を支払い、後で町に申請することで助成額を戻す方法のことです。下記の書類を持参の上、保健福祉課窓口で手続きをしてください。

○持参書類
領収書・接種済証・銀行またはJAの通帳・印鑑

【問い合わせ先】

保健福祉課 健康づくり係 ☎(62) 2115

◆町内で助成が受けられる医療機関

医療機関名	電話番号
浅見クリニック	63-2200
小川医院	62-2132
かねこ内科・外科クリニック	72-0660
町立猪苗代病院(高齢者のみ)	62-2350
矢吹医院	62-2169
マリアクリニック	66-2700

※町内の介護老人福祉施設(いなわしろホーム、咲楽の里)、介護老人保健施設(ケアテル猪苗代、多生苑猪苗代)で接種できる人は、施設入居者に限ります。

◆町外医療機関・施設で接種を受ける場合

- ①高齢者の区分に該当する人は、県広域予防接種を実施している医療機関・施設であれば自己負担額だけで接種ができます。
- ②1歳から18歳までの子どもと妊婦で、町外の医療機関での接種を希望する人は、償還払い(※)になります。